

女性活躍推進法

次世代育成支援対策推進法

一般事業主行動計画

女性が活躍でき、従業員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備のため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 課題

女性は十分活躍しており、明確な課題はない

3. 目標と取組内容・実施期間

目標1 パートタイマーから正職員に転換する者を3人以上増やす

(取組)

令和2年7月～ 正職員への転換をパートタイマーに推奨。

目標2 平均残業時間を1時間削減する

(取組)

令和2年9月～ 従業員の「多能工化」による業務カバー体制の検討。

医療法人娛生会

(掲示期間：令和2年4月1日～令和6年3月31日)